

労働・助成金情報 特急便

第 66 号 (2017 年 8 月)

深川経営労務事務所
社会保険労務士 深川 順次
〒812-0014
福岡市博多区比恵町 11-7-701
TEL : 092-409-9257
FAX : 092-409-9258

いわゆる就職氷河期に就職の機会を逃した事等により、長期に渡り不安定雇用を繰り返す方（以下「長期不安定雇用者」という。）を正規雇用労働者として雇い入れる事業主に対して、成金が支給されます。また、生産性向上に資する人事評価制度と賃金制度を整備することを通じて、生産性の向上、賃金アップおよび離職率の低下を図る事業主に対する助成制度も始まりました。今回は、この2つの制度についてご紹介します。

特定求職者雇用開発助成金（長期不安定雇用者雇用開発コース）

対象となる長期不安定雇用者

次の①～④のすべての要件を満たす方を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者などの紹介により**正規雇用労働者**（※）として新たに雇用する事業主に支給されます。

①雇入れ日時点の満年齢が35歳以上60歳未満の方

②雇入れ日の前日から起算して過去10年間に5回以上離職または転職を繰り返している方

⇒「離職または転職」については、雇用保険の一般被保険者として雇用されていた場合とします。

ただし在学中のパート、アルバイト等は除きます。

③ハローワークまたは民間の職業紹介事業者などの紹介の時点で失業状態にある方

⇒1週間の所定労働時間が20時間以上またはそれと同等の業務に従事する自営業者等については、失業の状態にあるとは認められません。

④正規雇用労働者として雇用されることを希望している方

※正規雇用労働者とは以下の(ア)から(エ)のいずれにも該当する者とします。ただし、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である短時間労働者は除きます。また、正規雇用労働者について就業規則等において定められていることが必要です。

(ア)期間の定めのない労働契約を締結している労働者であること

(イ)派遣労働者として雇用されている者でないこと

(ウ)所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間(週30時間以上)と同じ労働者であること。

(エ)同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法および支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇格の労働条件について長期雇用を前提とした待遇が適用されている労働者であること

支給額

対象期間を6か月ごとに区分し、一定額を支給します。

企業規模	支給対象期間	支給額		支給総額
		第1期	第2期	
大企業	1年	25万	25万	50万
中小企業	1年	30万	30万	60万

対象となる事業主

次の①～⑥のすべてを満たす事業主が助成金を受給できます。

①雇用保険の適用事業主であること

②対象労働者をハローワークなどの紹介によって正規雇用労働者として、かつ雇用保険の一般被保険者（一週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である短時間労働者を除く。）として雇用することが確実であると認められること

- ③対象労働者の雇用管理に関する事項を管轄労働局長に報告すること
- ④対象労働者の雇入れ日の前後6ヵ月間（以下「基準期間」という。）に事業主の都合による従業員の解雇（推奨退職を含む。）をしていないこと。
- ⑤基準期間に、倒産や解雇など特定受給資格者となる離職理由で離職した被保険者数が、対象労働者の雇入れ日における被保険者数の6%を超えていないこと（特定受給資格者となる離職者が3人以下の場合を除く。）
- ⑥対象労働者の出勤状況や賃金の支払い状況などを明らかにする書類を整備・保管していること（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿）

（注）上記を満たす事業主であっても、支給されない場合もあります！詳しくは当事務所までお問い合わせください。

✚ 【新設】 人事評価改善等助成金

➤ 支給要件・受給額

対象となる事業主が次の1～2を実施した場合に「制度整備助成」を受給することができます。さらに、3を達成した場合には「目標達成助成」を受給することができます。

制度整備助成	50万円
目標達成助成	80万円

- 1 ①～⑦を満たす人事評価制度等（人事評価制度と賃金アップを含む賃金制度）の整備に関する人事評価制度等整備計画を作成し、管轄の労働局に提出してその認定を受けることが必要です。
 - ①正規雇用労働者等を適用対象とする制度であること
 - ②労働組合または労働者の過半数を代表とするものと合意していること
 - ③評価の対象と基準方法が明確であり、労働者に開示していること
 - ④人事評価が年1回以上行われるものであること
 - ⑤人事評価制度に基づく評定と、賃金（諸手当、賞与を含む）の額またはその変動の幅・割合との関係が明確でありそれを労働者に開示していること
 - ⑥賃金表を定めて労働者に開示していること
 - ⑦新制度実施日の前月とその1年後の毎月決まって支払われている賃金の総額を比較した時に2%以上増加する見込みであり、それを労働組合または労働者の過半数を代表するものと合意していること
- 2 1の認定を受けた人事評価制度等整備計画に基づき、制度を新たに整備し、正規雇用労働者に実施すること
- 3 1年後に生産性要件を満たしていること、人事評価制度等の実施の結果、「毎月決まって支払われる賃金」が2%以上増加していること、評価時離職率が下表に示す対象事業所の人数規模に応じて設定する離職率の低下目標以上に低下していること

対象事業所における雇用保険一般被保険者の人数規模区分	1～300人	301人以上
低下させる離職率ポイント	維持	1%ポイント以上

➤ 受給にあたっての留意点

すでに人事評価制度を導入している会社でも、まだ就業規則等に明文化されていない場合には本助成金の対象となります。29年4月以降に職場定着支援助成金を申請する場合には併給調整がかかるのでご注意ください。